

ご利用の流れ

STEP 1 取扱金融機関に融資申込

右表の一覧にあります取扱金融機関に融資をお申込みください。

STEP 2 取扱金融機関等での審査

取扱金融機関・東京信用保証協会の審査を受けます。

STEP 3 契約・融資実行

取扱金融機関と金銭消費貸借契約を締結いただいた後、融資が実行されます。

STEP 4 毎月の返済

返済方法は「元金均等返済方式」のみです。

STEP 5 補助金の受領

年2回取扱金融機関を通して申込者の口座に補助金を振り込みます。

注 意 事 項

- 収集した個人情報、町田市中小企業融資に関する補助の目的以外には使用しません。
- 満期一括返済をご希望の場合、各資金で定める据置期間内でお申込みください。
- 融資期間は最長で融資実行日の応当日までです。
- 各資金の限度額以上の申込をした場合や、必要書類の提出がない場合などは、市からの利子補助を行いません。
- 補助金の過払いが発生した場合は、市より返還請求を行います。

問 合 せ 先

町田市経済観光部産業政策課
電話 042-724-2129（直通）

取 扱 金 融 機 関

金融機関名	支店名	電話
みずほ銀行	町田支店	042-723-0033
	玉川学園前支店	042-728-3061
三菱UFJ銀行	町田支店	042-722-5024 (町田支店)
	町田駅前支店	
	成瀬支店	
	鶴川支店	
三井住友銀行	町田支店	042-723-1151
りそな銀行	町田中央支店	042-720-7211
	成瀬支店	042-728-5211
横浜銀行	町田支店	042-722-2101 (町田支店)
	成瀬支店	
	鶴川支店	
	鶴川西支店	
	つくし野支店	045-942-6381 (港北ニュータウン南支店)
山梨中央銀行	町田支店	042-729-3660
	相模原支店	042-759-5521
東日本銀行	町田境川支店	042-754-2921 (相模原支店)
	古淵支店	
きらばし銀行	町田支店	042-709-3781 (町田支社)
	南町田支店	
	成瀬支店	
	玉川学園支店	
	町田木曽支店	
	鶴川支店	042-750-5316 (相模原支社)
	新百合ヶ丘支店	
	相原支店	
	橋本支店	
	相模原支店	
横浜信用金庫	成瀬支店	042-796-1011
	つきみ野支店	046-272-8331
芝信用金庫	鶴川出張所	042-734-3001
西武信用金庫	町田支店	042-722-8031
城南信用金庫	原町田支店	042-725-4511
	本町田支店	042-721-9891
	すずかけ台支店	042-796-4811
	小山田支店	042-797-2111
	玉川学園支店	042-729-7311
多摩信用金庫	町田支店	042-726-7881
	永山支店	042-356-2511
	多摩センター支店	042-389-1121
	橋本支店	042-772-7721
	相模原支店	042-756-7111 (相模原支店)
町田市 農業協同組合	矢部支店	042-735-1511
	鶴川支店	042-734-1511
	鶴川駅前支店	042-722-2022
	町田支店	042-722-2022
	忠生支店	042-791-3111
	堺支店	042-771-3151
	南支店	042-795-2225
	成瀬駅前支店	042-728-1911

2025年度 町田市中小企業融資制度のしおり

市内の中小企業者が事業を行っていくうえで必要な運転資金や設備資金を、円滑に調達できるよう、町田市では、取扱金融機関が中小企業者に対して実行した町田市中小企業融資について、利子の一部を補助しています。

また、町田市と東京都の融資制度の要件をいずれも満たした場合、一部の資金では、東京都の信用保証料補助を受けることができます。

なお、本融資について、町田市ホームページに詳細をご案内しております。



「町田市産業振興計画19-28」の施策の柱である「ビジネスしやすく、働きやすいまちづくり」に基づいて、事業者の資金調達を支援しています。

ご利用いただける方

原則として、次の要件をすべて満たす方がご利用いただけます。

- **中小企業者**または組合であること（中小企業信用保険法第2条第1項）
- （法人）原則として町田市内に本店登記を行っていること
※本店登記が町田市外の場合は、町田市内に事業所を有すること
（個人）原則として町田市に住民登録を行い、かつ現に居住していること
※住民登録地が町田市外の場合、町田市内に事業所を有すること
- **1年以上事業を継続**していること ※一部資金を除く
- 東京信用保証協会の保証対象業種であること
- 許認可等を要する業種については、その許認可等を受けていること
- 町田市に納税しており、納付すべき市税及び返還対象となっている補助金を完納していること
※一部資金を除く
- 現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しないこと及び暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと並びに暴力行為等を行わないこと
- 各資金の個別要件を満たしていること



★ 町 田 市 中 小 企 業 融 資 を 申 込 む 前 に … ★

- 町田市中小企業融資の申込先は、4ページの取扱金融機関です。町田市への連絡等は不要です。詳細は4ページの「ご利用の流れ」をご確認ください。
- 融資申込にあたり、保証人は任意であり、物的担保は原則として不要です。
- 取扱金融機関・東京信用保証協会の審査により、融資できない場合があります。
- 繰上完済や利子の未払、市外転出等の要件に該当しなくなった場合などは、その時点をもって市からの利子補助が終了となります。
- 資金により提出いただく書類が異なります。提出書類は、町田市ホームページからダウンロードいただけます。



町田市ホームページ
「町田市中小企業融資制度」

町田市中小企業融資制度 各資金の概要

仕入れ費用や人件費が必要なとき

設備の導入が必要なとき

小規模の企業者の方向け

創業しようと考えている方向け

1

運転資金

融資限度額 ①～④あわせて1,500万円

融資期間 5年以内（据置期間6ヶ月以内）

資金使途 運転資金

融資利率 1.95%

補助利率 1.50%

補助率優遇あり

2

設備資金

融資限度額 ①～④あわせて1,500万円

融資期間 7年以内（据置期間6ヶ月以内）

資金使途 設備資金

融資利率 5年以内 1.70% 5年超7年以内 1.95%

補助利率 5年以内 1.25% 5年超7年以内 1.50%

補助率優遇あり

保証料補助あり

3

小規模企業特別資金

融資限度額 ①～④あわせて1,500万円

融資期間 運転 5年以内 設備 7年以内
（いずれも据置期間6ヶ月以内）

資金使途 運転資金・設備資金

融資利率 1.90%

補助利率 1.50%

補助率優遇あり

保証料補助あり

要件

次の要件を全て満たす小規模企業者

- ☐ 常時使用する従業員の数が20人以下など中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者
- ☐ この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること

4

創業資金

融資限度額 ①～④あわせて1,500万円

融資期間 7年以内（据置期間12ヶ月以内）

資金使途 運転資金・設備資金

融資利率 3年以内 1.50% 3年超7年以内 1.60%

補助利率 3年以内 1.30% 3年超7年以内 1.35%

創業特例あり

保証料補助あり

要件

次のいずれかに該当する中小企業者

- ◇ 新たに中小企業者として創業しようとする方
 - ◇ 創業して5年未満の中小企業者 など
- かつ
- ☐ 町田市中小企業融資を初めて利用する方

5

緊急資金

融資限度額 1,000万円

融資期間 5年以内（据置期間6ヶ月以内）

資金使途 運転資金・設備資金

融資利率 3年以内 1.70% 3年超5年以内 1.75%

補助利率 3年以内 1.45% 3年超5年以内 1.50%

補助率優遇あり

保証料補助あり

要件

次のいずれかに該当する中小企業者

- ◇ 最近3ヶ月の売上実績が前年同期に比べ5%以上減少していること
- ◇ 災害や事故等により経営の安定に支障を来していること など

6

事業承継資金（一般）

融資限度額 1,500万円

融資期間 10年以内（据置期間12ヶ月以内）

資金使途 運転資金・設備資金（ほか）

融資利率 5年以内 1.50% 5年超10年以内 1.70%

補助利率 5年以内 1.30% 5年超10年以内 1.50%

承継特例あり

保証料補助あり

要件

次のいずれかに該当する中小企業者

- ◇ 事業承継を5年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り込むこと
- ◇ 事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと など

環境改善を進めるとき

NEW !

7

まちだEco to（いーこと）整備資金

融資利率 1.95%

補助利率 1.95%

要件

次の要件を全て満たす中小企業者

- ◇ 市が定める対象設備の整備を行うこと
- ◇ 市が発行する「対象設備確認書」を取得すること

【対象設備】
太陽光発電システム
太陽熱利用システム
蓄電池システム など

創業特例

融資利率 3年以内 1.10% 3年超7年以内 1.20%

補助利率 3年以内 1.10% 3年超7年以内 1.20%

要件

☐ 「町田創業プロジェクト」の支援を受け、その証明を受けている

※「町田創業プロジェクト」
創業を目指す方や創業5年未満の方が、町田商工会議所や町田新産業創造センター等の支援機関が行うセミナーや相談対応を通じて、経営、財務、人材育成、販路開拓の4項目の知識を習得した場合、各種支援の優遇を受けることができる創業支援プログラムのこと

このほかに、事業承継者個人の方向けの「事業承継資金（承継者個人）」があります。その他、詳細につきましては町田市ホームページをご覧ください。